

## 京都大学iPS細胞研究所（仮称）設置準備委員会要項

- 第1 京都大学に、iPS細胞研究所（仮称）設置準備委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 第2 委員会は、iPS細胞研究所（仮称。以下「研究所」という。）に係る次の各号に掲げる事項を審議する。
- (1) 研究所の長の候補者の選考に関する事。
  - (2) 研究所の教員の人事に関する事。
  - (3) 研究所の予算に関する事。
  - (4) 研究所の施設及び設備に関する事。
  - (5) その他研究所の設置に関し必要な事。
- 第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
- (1) 企画担当の理事
  - (2) 医学研究科長、再生医科学研究所長、医学部附属病院長及び物質—細胞統合システム拠点長
  - (3) iPS 細胞研究センター長
  - (4) 企画部長
  - (5) その他総長が必要と認める者 若干名
- 2 前項第5号の委員は、総長が委嘱する。
- 3 第1項第4号の委員は、第2第1号及び第2号に掲げる事項については、その審議に加わらないものとする。
- 第4 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
  - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。
- 第5 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。
- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 第6 委員会に必要に応じて小委員会を置くことができる。
- 2 小委員会には、必要に応じて第3第1項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。
  - 3 前項の規定により小委員会に加えられる委員は、総長が委嘱する。
  - 4 前3項に規定するもののほか、小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。
- 第7 委員会に幹事を置き、総務部長、財務部長、施設環境部長及び物質—細胞統合システム拠点事務部門長をもって充てる。
- 第8 委員会に関する事務は、企画部企画課の協力を得て物質—細胞統合システム拠点事務部において処理する。
- 第9 この要項に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

### 附 則

この要項は、平成21年11月17日から実施する。